

建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト公募
質問に関する回答

2018. 07. 24 1次回答
2018. 07. 26 2次回答
2018. 07. 30 3次回答
2018. 07. 31 4次回答
2018. 08. 01 5次回答

	質問事項	回答
1	<p>応募者は国土交通省との発注工事を受注している建設業者との記載がありますが、</p> <p>(1) 既に受注しているもののみで、これから受注するものは対象外でしょうか。</p> <p>(2) また、既に施工を開始している工事でも対象でしょうか。</p>	<p>(1) 特定通知等がなされ今後契約を締結することが決まっている工事についても対象になります。</p> <p>(2) 既に施工が開始している工事も対象になります。</p>
2	<p>開発費の労務管理はどのように行ったものを提出するイメージでしょうか</p> <p>今回応募する内容としまして、システム開発の直接人件費がメインとなります。その場合、コンソーシアム内の業者の請求書には、どの程度の内容が必要となるのでしょうか。日ごと、人あたり、どのような内容まで行ったかまで記載した日報のようなものも提出することになるのでしょうか。</p>	<p>概算経費内訳については、公募対象技術を既契約工事の建設現場で H30 年度に試行するための経費となります。</p>
3	<p>支払いは、コンソーシアム内で立替後、一括で申請となるのでしょうか。</p>	<p>委託契約は、コンソーシアムの代表者と締結することになります。委託契約の終了後、成果報告等を確認した後、コンソーシアムの代表者への支</p>

	質 問 事 項	回 答
		払いになります。
4	<p>知的財産権はどの程度まで帰属するものとなるのでしょうか。</p> <p>年度末に作成する報告書の内容についてかと存じますが、どの程度のことを記載するものとなるのでしょうか。例えば、本システムの基本設計やフローなどは当然記載するものとなると存じますが、その中の細かいアルゴリズムなどまで公開しなければならないのでしょうか。</p>	<p>本件の委託経費によって得られた知的財産については、原則国土交通省に帰属しますが、受注者の研究開発のインセンティブの確保のために必要と認められる場合には、日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第19条）により、国土交通省が承継しないことがあり、この場合には、原則当該知的財産は受注者に帰属します。個別システムのアルゴリズムなど、受注者への帰属を希望する知的財産については、応募資料において、その旨を明らかにして下さい。詳細な取扱いについては契約時に協議の上で定めることとします。</p> <p>なお、本件の委託経費によらずに得られた知的財産や本件の開始前から受注者が保有していた知的財産は、国土交通省には帰属しません。</p>
5	<p>成果報告等の「試行結果の概要」の内容はどの程度のものになりますでしょうか。</p> <p>基本的には上記の補足で書いた内容と同様となります。こちらに記載された内容及び構築したシステムで取得されたデータなどが国交省様に権利帰属の対象となるものと思われそうですが、あっておりますでしょうか。</p> <p>それ以外のどのような手法（アルゴリズム）でシステムを構築したなど、どの程度まで記載しなければならないのでしょうか。</p>	
6	<p>公募要領 10. 委託契約上支払対象となる経費、(3) 知的財産権の取り扱いに関して、著作権も知的財産権に含まれると考えると、これが原則に従って国土交通省に帰属となる場合、製造したプログラムや AI 学習済モデルなど著作物の著作権はどのように取り扱うものとなりますでしょうか。</p>	
7	<p>「国土交通省等が発注している工事現場において平成 30 年度中に試行すること。」と要件がありますが、国土交通省等の“等”とありますので、NEXCO の工事現場も対象になりますでしょうか。</p>	<p>対象となります。なお、工事現場において H30 年度に対象技術を試行することの工事発注者の了解を得る必要があります。</p>
8	<p>対象技術を試行する工事について発注者が特別地方公共団体（財産区）</p>	

	質 問 事 項	回 答
	での試行を検討中ですがあらかじめ許可を得れば大丈夫でしょうか	
9	コンソーシアムに含まれる建設業者は、当該プロジェクトへ応募する時点で国道交通省等の発注工事を受注している必要がありますか。	既に施工が開始している工事もしくは、特定通知等がなされ今後契約を締結することが決まっている工事受注建設会社が必要です。
10	工事の発注者への了解を得る必要につきまして、応募時点で了解を得ている必要はありますか。	応募時点において、H30年度に対象技術を試行することの工事発注者の了解を得る必要があります。
11	国土交通省から工事を受注している契約金額とは別に、試行する技術として選定された場合は別途委託契約を締結することになるのでしょうか。その場合、受注している工事とは別の施行実験という扱いにて契約となるのでしょうか。	試行する技術に関する契約は、工事と別の契約になります。
12	応募要件等に「応募時点で、コンソーシアムの設立は予定で構いませんが、」とありますが、選定された場合に応募時点で予定していた企業とは違う構成で同内容を実施することは可能でしょうか。 例として、建設会社が変わるなどを指しています。	応募時点で予定していた企業を変更することは、原則認められません。
13	応募様式の資料1 応募者の概要の「担当責任者」は、会社の窓口としての連絡先で良いでしょうか。 (ヒアリング時には応募技術の詳しい説明者も同行するということが良いでしょうか。)	担当責任者には、ヒアリング時に応募技術について主に説明して頂くことを想定しております。また、ヒアリングに関しては別途連絡することになりますが、人数を限定させて頂く場合があります。
14	応募様式の資料4 概算経費と実際に発生した費用とブレがあった場合、どのように精算してもらえますか。 (1) 総額が合っていれば個別の費目の増減は問わないのでしょうか。 (2) 個別の費目毎に精算時の増減率が決まっているのでしょうか。	応募様式の資料4 概算経費については、技術の選定にあたっての参考資料となるものです。選定の結果に基づく委託契約の締結にあたり、別途国土交通省に見積書を提出いただきます。契約内容から変更がある場合は、協議となります。

	質 問 事 項	回 答
15	応募要項 4(2) コンソーシアムの構成員は日本に本社のある企業に限定されるのでしょうか。	資格要件等を満足すれば、日本に本社のある企業に限定していません。
16	コンソーシアム構成員について、4. 応募要件(2) 資格要件等に記載されています構成員についてですが、一般財団法人も適合されますか。	資格要件等を満足すれば財団法人もコンソーシアムに参加して頂くことが可能です。
17	委託契約の経費支払について、支払につきましては、開発前途金などの分割支払もしくは、実施結果確認後の全額一括支払のいずれでしょうか？	委託契約の終了後、成果報告等を確認した後、コンソーシアムの代表者への一括支払いになります。
18	試行現場について、契約後において、試行現場の変更および追加等は可能でしょうか。	応募時点で予定していた現場の変更及び追加は原則認められませんが、変更、追加が生じる場合は事前に協議してください。
19	<p>応募要項 10. (2) 委託経費の対象となる経費は、資産計上させる費用も対象となりますか。</p> <p>【補足】</p> <p>「資産計上させる費用」とは以下の内容を想定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託経費でシステムを構築するのに費用がかかったとします ・ 構築したシステムについては、民間企業の場合、無形固定資産として資産償却を5年にわたり行う必要があります ・ 今回の委託経費の予算でシステムを構築した場合、国にシステムを収めると無形固定資産としてだれが減価償却を行うのが気になりました。 <p>国は税金を納めているわけではないので、減価償却部分の費用を計上する必要はないと思ってよいのでしょうか。</p>	<p>本件の委託経費によって得られた知的財産（システム等）については、原則国土交通省に帰属するため、受注者における資産計上は必要ありません。</p> <p>ただし、知的財産（システム等）を国土交通省が承継しない場合は、当該知的財産については受注者に帰属します。</p>
20	公募要領.pdf 6. 応募手続きについて	動画を応募資料と別途提出される場合には、事前に提出先まで連絡を

	質 問 事 項	回 答
	<p>応募方法の中で、「提出方法は E-mail とし、応募資料の容量は原則、5MB 以内としますが、動画を提出する場合は、この限りではありません。」とありますが、動画を前記した事項に加えて送付する場合については、5MB を超えることが予想されます。大容量ファイル送信サービスなどを使用しての資料送信は、可能でしょうか。また、その容量について、上限はあるのでしょうか。または、別の方法での提出となるのでしょうか。</p>	<p>した後、当方より大容量ファイル送信サービスの案内を送ります。 また、動画の容量として、時間を 3 分以内及び容量を 50MB 以内とします。</p>
21	<p>別紙 2 応募要領の作成の目安シートに、資料 2 における記入時の注意事項として、「フォントサイズは 10.5pt 以上、A4 1 枚以内※添付資料がある場合は、指定様式以外に 2 枚まで提出可」とあります。 添付資料 2 枚まで提出可で、A4 サイズ、A3 サイズの種類の指定はあるのでしょうか。または、2 枚で A4, A3 と混在することも可能でしょうか。ご教授お願い致します。</p>	<p>添付資料は、A4 サイズとします。</p>
22	<p>公募対象技術は、契約工場の現場で平成 30 年度に試行とありますが、試行とは、実施結果の効果の把握まで年度内に求められるのでしょうか。</p>	<p>試行とは、実施結果の効果の把握を含みます。 ただし、複数年にわたって試行を計画する場合は、応募資料「資料 2 提案の概要」における平成 30 年度の達成目標に対する効果の把握となります。</p>
23	<p>スケジュールから、平成 30 年 9 月中下旬に契約締結であり、実質 H30 年 10 月～H31 年 3 月までの 6 か月間に試行の計画～検証までをしなければならぬとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>複数年にわたって試行を計画する場合においても、契約の履行期限は平成 31 年 3 月 31 日を超えないこととします。 なお、複数年にわたって試行を計画する場合は、年度ごとの概ねの目標を示した上で、提案してください。</p>
24	<p>年度内に試行を開始し、年度を跨いで試行、検証する内容では認められないのでしょうか。</p>	<p>複数年にわたって試行を計画する場合においても、契約の履行期限は平成 31 年 3 月 31 日を超えないこととします。 なお、複数年にわたって試行を計画する場合は、年度ごとの概ねの目標を示した上で、提案してください。</p>

	質 問 事 項	回 答
25	<p>契約工事の現場で、工事が遅延し年度内に施行ができなくなった場合の取扱いはどのようになるのでしょうか。</p>	<p>現場状況を十分確認のうえ、応募して頂くこととなりますが、委託契約後、試行現場の状況変化が生じる場合は事前に協議してください。</p>
26	<p>公募要領 (2) 資格要件等 内の 「3) コンソーシアムの各構成員の役割分担が明確であること。」 こちらに関して、具体的にコンソーシアムとはどのような形態のことを指していますでしょうか。例えば導入現場の施工会社様もコンソーシアムに当たるでしょうか。</p>	<p>国土交通省等の発注工事を受注している建設業者（建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者）を含むコンソーシアムで、建設業者のほかに、提案内容を実施するために、測量・調査・設計業務を行う企業、計測機器メーカー、IoT・AI・ロボット等の技術開発・情報システム設計・運営等を行う企業、大学・研究機関等のいずれかを構成員として含むものになります。</p>
27	<p>(2) 資格要件等、1) では「コンソーシアムの構成員には、建設業者のほかに、3. 提案内容を実施するために必要な者として、測量・調査・設計業務を行う企業、計測機器メーカー、IoT・AI・ロボット等の技術開発・情報システム設計・運営等を行う企業、大学・研究機関等のいずれかを含むこと。」とございます。 現在、IoTに取り組んでいる ICT 建機メーカーとコンソーシアムを構成しようとしておりますが、建設業者である弊社と ICT 建機メーカーの形態は同資格要件に合致しているかご教示いただきたく存じます。</p>	<p>国土交通省等の発注工事を受注している建設業者（建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者）を含むコンソーシアムであるため、合致いたします。</p>
28	<p>2. 公募対象について、提案内容は、対象技術 I・II に示されている労働生産性の向上、品質管理の高度化のどちらも含む内容でもよろしいでしょうか。</p>	<p>基本、対象技術 I・II は分けて提出ください。なお、対象技術 I・II が密接に関係する場合、応募資料で対象技術が判るように明示して頂く必要があります。</p>

	質 問 事 項	回 答
29	<p>4. 応募要件等(2) 資格要件等について、国土交通省等の発注工事を受注した建設業者がコンソーシアムのメンバーに含まれていれば、IT 企業がコンソーシアムの代表者となり本公募に応募することは可能でしょうか。</p> <p>その場合、資格要件を満たす建設業者でマッチングを望む企業を公開、または確認できるサイト等を紹介頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>国土交通省等の発注工事を受注している建設業者（建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者）を含むコンソーシアムであるため、IT 企業がコンソーシアムの代表者となり本公募に応募することは可能です。なお、担当責任者には、ヒアリング時に応募技術について主に説明して頂くことを想定しております。</p>
30	<p>4. 応募要件等(2) 資格要件等について、同一のテーマで数か年に亘り技術を試行する場合、条件に合う現場を探す過程で建設業者の変更を要する可能性があります。このように年度ごとで建設業者の変更を伴うコンソーシアムの再設立を行うことは可能でしょうか。また、それを IT 企業がコンソーシアムの代表者として実施することは可能でしょうか。</p>	<p>原則、平成 30 年度での現地試行実施に向けたコンソーシアムとして申請願います。</p> <p>ただし複数年にわたる場合、提案の概要にスケジュールも含めて記載して頂くこととなりますが、現場や構成員の変更が想定される場合は、提案時点から該当する企業等をコンソーシアムの構成員とする必要があります。</p>
31	<p>4. 応募要件等(2) 資格要件等について、機器設置や環境設定の作業を再委託する場合や、収集した画像データの下処理を子会社や協力会社に任せる等、同一の技術支援内容を再委託する目的で協力会社を活用する場合はコンソーシアム体制に含める必要があるのでしょうか。また、コンソーシアム体制に含まない場合の経費の扱いに関して計上ルールがあれば情報展開願います。</p>	<p>再委託は、コンソーシアム構成員として記載願います。なお、印刷、製本、資料整理、消耗品の購入など軽微な内容の委託を除きます。</p>
32	<p>7. 試行する技術の選定(2) 審査の観点について、同一のテーマで数か年に亘る試行を要する提案をした場合、WG による審査は試行期間全体を対象として頂けるのでしょうか。それとも単年度の成果物を対象とした審査となるのでしょうか。</p>	<p>試行する技術が複数年にわたる場合については、試行の全体を考慮しつつ、単年度の成果物を対象に審査を行うこととなります。</p>

	質 問 事 項	回 答
33	<p>9. 委託契約の締結 「各地方整備局等と委託契約を締結することになります。」とありますが、本公募について契約書の雛形をご提示頂く事は可能でしょうか。</p>	<p>選定結果の公表・通知後、コンソーシアムの代表者に契約に関する連絡をさせていただきます。</p>
34	<p>10. 委託契約上支払い対象となる経費(2) 委託経費の対象となる経費について、直接人件費の算出根拠となる単価基準には、参考となるものがあるのでしょうか。例えば健保等級・給与ベース・自由に決定、といった方法が考えられますが、基本となる単価基準テーブル等があれば公開をお願いします。</p>	<p>平成30年度に適用する、設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価について参考にしてください。</p>
35	<p>10. 委託契約上支払い対象となる経費(3) 知的財産権の取扱いについて、「原則として、国土交通省に帰属しますが、このうち国土交通省が承継しないものは、受注者に帰属します。」とありますが、「国土交通省が承継しないもの」とは何でしょうか。</p>	<p>受注者の研究開発のインセンティブの確保のために必要と認められる場合に、日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第19条）により、国土交通省が承継しないものを指します。</p>
36	<p>10. 委託契約上支払い対象となる経費(3) 知的財産権の取扱いについて、内閣府の戦略的イノベーション創造プログラムでは、知的財産権の取扱いについて日本版バイ・ドール条項に準拠：開発企業に帰属（ただし国が要求した場合や長期に知財が利用されていない場合は第三者に利用許可をする可能性がある）となっております。</p> <p>新技術開発に注力しているベンチャー企業にとって知的財産権の帰属は大きなハードルとなりますが、「受注者への帰属を希望する知的財産がある場合、応募資料においてその旨を明らかにして下さい。」において、希望を受け入れて頂けるのでしょうか。</p>	<p>受注者の研究開発のインセンティブの確保のために必要と認められる場合に、日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第19条）により、国土交通省が承継しないことがあるため、受注者への帰属を希望する知的財産がある場合、応募資料にその旨を明らかにして下さい。</p>

	質 問 事 項	回 答
37	<p>11. 成果等の取扱い(1) 成果報告等について、クラウド環境により共有する収集データはリアルタイムでの共有でしょうか、それとも結果のみの共有でも構わないのでしょうか。</p>	<p>リアルタイムでの共有を基本とし、結果のみの共有となる場合には応募資料にその旨を明らかにしてください。</p>
38	<p>11. 成果等の取扱い(1) 成果報告等について、2018年度の成果物に関しては、10月～2月まで、実質5カ月程度での作業となります。この間に開発や実現場での検証を実施するのは難しく、データ収集と分析のみの実施となってしまう可能性があります。</p> <p>そこで、実検証での成果報告は翌年目標とし、初年度は収集データの分析結果を成果として提出することは認めて頂けるのでしょうか。</p>	<p>本公募における試行は、実施結果の効果の把握を含みます。</p> <p>ただし、複数年にわたって試行を計画する場合は、応募資料「資料2 提案の概要」における平成30年度の達成目標に対する効果の把握となります。</p>
39	<p>11. 成果等の取扱い(2) 秘密の保持 試行において、作業を実施するコンソーシアム以外の協力企業（関係会社、外注先）に機密を公開する事は可能でしょうか。</p>	<p>機密を公開する企業等については、原則コンソーシアム構成員として記載願います。</p>
40	<p>公募する技術を試行する現場は NEXCO 様の現場で問題ありませんでしょうか。</p>	<p>対象となります。なお、工事現場において H30 年度に対象技術を試行することの工事発注者の了解を得る必要があります。</p>
41	<p>公募する技術はまだ未完成ですが、それでも問題ありませんでしょうか。</p> <p>※未完成とは言えど、土台部分はあります。オプション機能の開発を行い、現場試行というものになります。</p>	<p>公募要領の応募要件等を満たす場合には、対象となります。</p>

	質 問 事 項	回 答
42	<p>貴省の応募要領によれば、応募者は、「国土交通省等の発注工事を受注している建設業者を含むコンソーシアム」を組成するとされています。</p> <p>また、当該コンソーシアムは、規約方式、協定書方式、共同事業方式のいずれかの方式で設立されることとされています。</p> <p>貴省が想定されているコンソーシアムとは、具体的にどのようなものか、具体例等があればご教示頂きたい。</p> <p>また、規約方式、協定書方式、共同事業方式という各方式が設けられている理由、違い等をご教示頂きたい。</p> <p>コンソーシアムの構成員間において、最低限、どのような内容を定めておく必要があるのかご教示頂きたい。</p> <p>コンソーシアムの構成員間において、合意してはならない事項等、制限や規制はあるのかご教示頂きたい。</p> <p>例えば、本件の事業について生じた責任は全て建設業者が負う等、責任分担については自由に定めてよいのか。</p>	<p>今回の公募におけるコンソーシアムとは例えば、建設業者に加えて、提案内容を実施するために、測量・調査・設計業務を行う企業、計測機器メーカー、IoT・AI・ロボット等の技術開発・情報システム設計・運営等を行う企業を構成員として含むものが考えられます。</p> <p>本公募においては、コンソーシアムの事情に応じて、設立方法別に規約方式、協定書方式、共同事業方式をご紹介しているところです。違いは以下の通りになります。</p> <p>①規約方式：委託事業を実施すること等について規約を策定し、規約と別の書面で研究グループを構成する研究機関の同意を得る方法</p> <p>②協定書方式：委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関が規約をあわせて記載した協定書を交わす方法</p> <p>③共同事業方式：委託事業を実施すること等について研究グループを構成する研究機関の間で共同研究契約を締結する方法</p> <p>コンソーシアムの構成員間では、例えばコンソーシアムの目的及び実施事業、構成員に関する規約（事業構成員、構成員の地位譲渡制限、入会、脱退、除名等）、総会など意思決定方式、代表機関、会計（責任者、決算方法等）、契約の遵守、知的財産取扱、責任分担について規定することが考えられます。</p> <p>基本的には、公募要領に記載の事項に抵触しない範囲で各コンソーシアムにおいて定めることとします。</p>

	質 問 事 項	回 答
43	<p>貴省の応募規約によれば、知的財産権については、委託経費によって得られた知的財産権は、原則、貴省に帰属し、委託経費によらずに得られた知的財産権は、受注者（応募者）に帰属すると規定され、詳細は契約で定めるとされています。</p> <p>応募者が既に保有している知的財産権について、今後、応募者が既に保有している知的財産権を使用することについて、何らかの制限が課されたり、貴省や第三者に権利が生じるといったことはありますか。</p> <p>仮にある場合には、全部又は一部の権利について、それを拒否することはできるのかご教示頂きたい。</p>	<p>本件の委託経費によらずに得られた知的財産や本件の開始前から受注者が保有していた知的財産は、国土交通省には帰属しません。</p> <p>したがって、応募者が既に保有している知的財産権に特段の制限が課されたり、国土交通省や第三者に権利が生じることはありません。</p>
44	<p>貴省の応募規約によれば、秘密保持について、第三者に開示しないと規定されておりますが、貴省にも秘密保持義務が生じるという理解で良いでしょうか。</p> <p>また、応募者が、自社の宣伝等のために、本件の工事の内容等を公表することはできますか。</p>	<p>国土交通省にも秘密保持義務は生じます。</p> <p>応募者が、自社の宣伝等のために本件の工事の内容等を公表する場合には事前に国土交通省と協議いただきます。</p>
45	<p>本件に応募すること、選定されることにより、応募者に生じる貴省に対する義務としては、どのようなものがあるかご教示頂きたい。</p>	<p>応募することで、応募者は選定された場合に、原則公募要領に基づく応募内容を実施する義務が生じます。</p> <p>応募の結果、選定されることで、原則公募要領に基づく応募内容を実施する義務が生じます。</p>
46	<p>公募要領 10. (3)につきまして、公募の回答 4 にあります日本版バイ・ドール制度に定められる 4 つの条件に合致すれば、委託経費によって得られた知的財産も受注者に帰属するというのでしょうか。</p>	<p>日本版バイ・ドール規定に定められる 4 つの条件に合致する場合で国土交通省が承継しないこととした場合、委託経費によって得られた知的財産は受注者に帰属します。詳細な取り扱いについては契約時に協議の上で定めることとします。</p>

	質 問 事 項	回 答
47	<p>公募要領 10. (3)につきまして、公募の回答 4 にあります委託により開発されたソフトウェアや機械等、固定資産として計上される費目は、国が資産を有し減価償却を行うのでしょうか？それとも、開発によるソフトウェアや機械等の成果物は 100%受注者所有の固定資産となるのでしょうか。</p> <p>また、資産の計上は、知的財産権の帰属に従うのでしょうか。</p>	<p>本件の委託経費によって得られた知的財産（システム等）については、原則国土交通省に帰属するため、受注者における資産計上は必要ありません。</p> <p>ただし、知的財産（システム等）を国土交通省が承継しない場合は、当該知的財産については受注者に帰属します。</p>
48	<p>公募要領 10. (2)に関連して、様式 4 の委託経費のうち、諸経費について、公募要項 10. (2)では「直接経費の 30%」となっていますが、応募様式 4 の表中では、「直接人件費の 30%」という表記になっています。また、応募様式 4 のセルの計算式では「直接経費の 30%」として産出されるようになっています。</p> <p>諸経費の計算方法は、「直接経費の 30%」と「直接人件費の 30%」のどちらが正しいのでしょうか。</p>	<p>諸経費については、直接経費の 30%になります。なお、応募様式 4 については修正します。</p>
49	<p>本プロジェクトはコンソーシアムとして国土交通省様と契約を交わすことになると思いますが、本プロジェクトに関しての委託契約書の案をご提示頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>選定結果の公表・通知後、コンソーシアムの代表者に契約に関する連絡をさせていただきます。</p>
50	<p>これまで、国土交通省様とこう言ったプロジェクトの契約を交わした実績がないため、知財の取り扱いなど教えて頂けないでしょうか。</p>	<p>本件の委託経費によって得られた知的財産については、原則国土交通省に帰属しますが、受注者の研究開発のインセンティブの確保のために必要と認められる場合には、日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法第 19 条）により、国土交通省が承継しないことがあり、この場合には、原則当該知的財産は受注者に帰属します。個別システムのアプローチなど、受注者への帰属を希望する知的財産については、応募資料におい</p>

	質 問 事 項	回 答
		<p>て、その旨を明らかにして下さい。詳細な取り扱いについては契約時に協議の上で定めることとします。</p> <p>なお、本件の委託経費によらずに得られた知的財産や本件の開始前から受注者が保有していた知的財産は、国土交通省には帰属しません。</p>
51	<p>公募概要. pdf の中の「建設現場の生産性を飛躍的に向上するための革新的技術の導入・活用に関するプロジェクト（イメージ）」図でクラウドシステム（データの共有化）は、発注者とのデータを繋げるのは、例えばその工事を担当されている整備局や工事事務所、または、ほかの部署となるのでしょうか。または、契約終了後、協議により決定されるのでしょうか。</p>	<p>試行により取得するデータをクラウド環境等により随時、工事の発注者やコンソーシアムの構成員と共有することが要件となりますが、詳細については、国土交通省と協議の上、契約時に定めるものとします。</p>
52	<p>応募資料_作成要領. X1SX の中の資料2 提案の概要のなかで、期待される効果達成目標の記入例 「当該技術を試行することにより期待される効果と達成目標を記入して下さい。」とあります。</p> <p>例えば〇〇システム効果により、達成目標〇〇%と具体的に記入を行う必要があるのでしょうか。または、達成目標についての具体的な項目や内容を挙げればよいのでしょうか。</p>	<p>提案にあたっては、提案する技術において期待される具体的な効果（対象技術Ⅰ：労働生産性向上に関する効果、対象技術Ⅱ：品質管理に関する効果）および達成目標を含めるものとします。達成目標の記載方法について、特に指定はありません。</p>
53	<p>試行する現場は、土木工事に限られるのでしょうか。建築工事での試行は可能でしょうか。</p>	<p>土木工事が対象となります。</p>

	質 問 事 項	回 答
54	<p>経費について、「契約時と異なる場合は協議」とご回答いただきましたが、履行後の精算時にどのような裏付け資料が必要となるのでしょうか。例えば人件費であれば、日報等すべての人工が分かる資料が必要でしょうか。</p>	<p>仕様書等の契約図書に定める内容に変更が生じた場合、協議の上契約変更となります。なお、契約図書の内容に人工等まで規定することは想定しておりません。</p>